

I 利用の前に

1 令和2年国勢調査のあらまし

○調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口や世帯の状況を明らかにし、各種行政施策その他の基礎資料を得るため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、令和2年国勢調査はその21回目に当たる。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の令和2年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主に調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査の調査事項としては、男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査の調査事項としては、人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査の調査事項には、人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査の調査事項には、人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

○調査の時期

令和2年国勢調査は、令和2年10月1日午前零時（以下「調査時」）現在によって行われた。

○調査の法的根拠

令和2年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

○調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、日本国内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に国内の港に停泊している船舶のほか、調査時前に国内の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に国内の港に入港した船舶について調査する。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院

日本国内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

○調査の事項

令和2年国勢調査では、次に掲げる19項目について調査した。

＜世帯員に関する事項＞

- (1) 氏名 (2) 男女の別 (3) 出生の年月 (4) 世帯主との続き柄 (5) 配偶の関係
- (6) 国籍 (7) 現在の住居における居住期間 (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況 (10) 就業状態 (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類 (13) 従業上の地位 (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

＜世帯に関する事項＞

- (1) 世帯の種類 (2) 世帯員の数 (3) 住居の種類 (4) 住宅の建て方

○調査の方法

令和2年国勢調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるよう、沼津市では総数1,571の調査区を設定した。なお、調査区は、平成2年国勢調査時に恒久的な単位区域として設定した基本単位区を組み合わせて構成している。

事務処理に万全を期すため、静岡県のご指導に基づき、令和2年4月1日に「令和2年国勢調査沼津市実施本部」を設置した。

沼津市では155人の国勢調査指導員、703人の国勢調査員が総務大臣から任命された。

国勢調査員は、9月10日から9月13日までの間に、受持ち調査区を巡回して調査区要図を作成し、9月14日から9月30日までの間に、調査書類を各世帯の郵便受け等に入れて配布した。調査票の回収については、インターネット又は郵送での回答を原則とした。なお、調査書類の配布及び調査票の回収に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために世帯との面会を極力避けた。

国勢調査指導員は、国勢調査員の指導、調査書類の審査などの事務を行った。

調査票は、世帯員が記入する。しかし、世帯員の不在等の事由により、調査ができなかった世帯は、国勢調査員が当該世帯について「氏名」「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

2 用語の解説

○人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

○年齢

年齢は、令和2年9月30日現在による満年齢。

なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としている。

○国籍

令和2年国勢調査では、国籍を「日本」のほか以下の13区分とした。

「韓国、朝鮮」「中国」「フィリピン」「タイ」「インドネシア」「ベトナム」「インド」
「ネパール」「イギリス」「アメリカ」「ブラジル」「ペルー」「その他」

なお、二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、次のように取り扱った。

- (1) 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」
- (2) 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

○配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未 婚……まだ結婚したことのない者

有配偶……届出の有無に関係なく、配偶者のある者

死 別……配偶者と死別して独身の者

離 別……配偶者と離別して独身の者

○世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

(1) 一般世帯

①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

(2) 施設等の世帯

①寮・寄宿舍の学生・生徒…学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

②病院・療養所の入院者…病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり

③社会施設の入所者…老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

④自衛隊営舎内居住者…自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

⑤矯正施設の入所者…刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

⑥その他…定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

○世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員と世帯主との続き柄により、次のように区分した。

A 親族のみの世帯……二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係により、次のとおり区分している。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (1) 夫婦と両親から成る世帯
- (2) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (3) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (4) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (5) 夫婦と他の親族(親・子供を含まない)から成る世帯
- (6) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
- (7) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
- (8) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (9) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (10) 他に分類されない世帯

B 非親族を含む世帯……二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯……世帯人員が一人の世帯

○住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅……一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む)

一戸建の住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

住宅以外……寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

○住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

持ち家……居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。

公営の借家……その世帯が借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合

- 都市再生機構……その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給
・公社の借家 公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」
でない場合
- 民営の借家……その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」 及
び「給与住宅」でない場合
- 給与住宅……勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給
与の一部として居住している場合
※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住
宅に住んでいる場合も含まれます。
- 間借り……他の世帯が住んでいる住宅（「持ち家」、「公営の借家」、「都市再生機構・公社
の借家」、「民営の借家」、「給与住宅」）の一部を借りて住んでいる場合

○住宅の建て方

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分した。

- 一戸建……1建物が1住宅であるもの
なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。
- 長屋建……二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部
への出入口をもっているもの
いわゆる「テラスハウス」も含まれる。
- 共同住宅……棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の
住宅を重ねて建てたもの
※1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれる。
※建物の階数及び世帯が住んでいる階により、「1・2階建」、「3～5階建」、「6～
10階建」、「11階建以上」に4区分している。
- その他……上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

○労働力状態

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕
事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

(1) 労働力人口……就業者及び完全失業者

就業者……調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含
む。）を伴う仕事を少しでもした者
なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次
のいずれかに該当する場合は就業者とした。

①勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっ
ている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうこと
になっている場合

②事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合
は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含める。

主に仕事……主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事……主に家事などをしていて、そのかわり、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事……主に通学していて、そのかたわら、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者……①勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

②事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
完全失業者……調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者

(2)非労働力人口……調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者

家事……自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学……主に通学していた場合

その他……上のどの区分にも当てはまらない場合（乳幼児・高齢者など）

○産業

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（「休業者」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっている。

なお、産業大分類を以下のとおり区分している。

第1次産業……A農業、林業 B漁業

第2次産業……C鉱業、採石業、砂利採取業 D建設業 E製造業

第3次産業……その他（「他に分類されないもの」を含む）

○従業上の地位

就業者について、調査週間中にその人が事業を営んでいるか、雇用されているかなどによって、以下のとおり区分した。

(1)雇用者……会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

①正規の職員・従業員……勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

②労働者派遣事業所の派遣社員……労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

③パート・アルバイト・その他……就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

(2)役員……会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

(3)雇人のある業主……個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

(4)雇人のない業主……個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

(5) 家族従業者……農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

(6) 家庭内職者……家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

○従業地・通学地

就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいう。

(1) 常住地による人口（夜間人口）……当該地域に常住している人口

自市区町村で従業・通学……常住者のうち、従業地が「自宅」または従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者

他市区町村で従業・通学……常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」の者

(2) 従業地・通学地による人口（昼間人口）……「常住地による人口」から「流出人口」を除き、「流入人口」を加えたもの

他市区町村に常住……通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる市区町村の者

※夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。

ただし、この昼間人口には、買い物客などの非定常的な異動は考慮していない。

3 利用上の注意

○本書は、総務省統計局所管の「国勢調査」の調査票情報を利用して独自に集計を行ったものである。

○本書に用いた記号

「－」……該当のないもの

「…」……不詳のもの

「0」……単位未満のもの

「X」……秘匿した箇所

「△、－」……減少したもの

○秘匿について

国の秘匿基準に準拠し、人口・世帯の少ない地域において、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるものについて秘匿処理を行った。秘匿した値は地理的な隣接状況を勘案し、一定の規則に基づいて決定した秘匿合算地域に足しあげている。

なお、合算を施した場合には、秘匿した町(大字)に「●」を、合算先の町(大字)に「○」を付し、秘匿合算地域の関係を示している。

○百分率は、四捨五入で計算してある。なお、構成比等の表示に関しては百分率の合計が100%にならないことがある。